

科目名	債権総論	科目責任者	須藤 悦安
課題と試験担当教員	須藤 悦安		
履修方法	S スクーリング学習		
ナンバリング	CLAWP321		

■ 科目概要

債権総論では、主として民法典第3編第1章債権総則の規定について学習します。債権総則では債権の効力の問題、債権確保のためのいくつかの制度、債権の譲渡、債権の消滅に関する諸問題が扱われることとなります。この科目はスクーリング科目ですので、債権の効力に関しては事前のDVD学習を行い、債権確保のための制度、債権の譲渡などについてスクーリング授業を行います。スクーリング授業の中では、できるだけ具体的な事例に則しながら、各制度がどのように社会生活の中で機能しているのかを理解できるようにしたいと考えています。その他、債権確保のための制度以下の部分をレポート学習で補うこととなります。全体を通じて、各制度の意義、要件、効果を正確に理解し、現実の社会の中で適切に状況を把握し、当事者の権利義務を判断できるようになることを意識しながら学習してください。

■ 到達目標

債権総論の範囲の各制度について適切な理解ができることを目標とする。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
第1章、第2章、 I、1	(1)債権の意義について 債権とは何か、また、民法において債権という権利がどのような位置づけになるのかについて、物権との対比などを通じて学ぶ。 (2)債権法の内容 債権法の範囲、特色などについて学ぶ。 (3)債権の目的 債権の目的とは何か、また、その有効要件について学ぶ。
第2章、I、2、 II、III、IV	(1)債権の目的による債権の分類 債権の種類について学ぶ。 (2)特定物債権と種類債権 特定物債権と種類債権に関する民法の規定の内容について学ぶ。 (3)金銭債権 金銭債権に関する民法の規定と特別法の規定の内容について学ぶ。 (4)選択債権 選択債権に関する民法の規定の内容について学ぶ。
第3章、I	(1)債権の効力 債権にはどのような効力があるのかについて、その概観を行う。 (2)特殊な効力の債務 債権債務関係のうち、その効力が一部欠けていると考えられる特殊な効力の債権関係について学ぶ。 (3)債権と第三者 債権が債務者以外の第三者に対して有する効力について学ぶ。
第3章、II	債務者によって債務が任意に履行されない場合の救済手段の一つである強制履行について、その方法、要件と効果、問題点について学ぶ。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第3章、Ⅲ	<p>(1)債務不履行の基礎的事項 債務不履行とは何か、債務者の責めに帰すべき事由(帰責事由)とは何かなど、債務不履行に関する基礎的な事項について学ぶ。</p> <p>(2)債務不履行の諸類型 債務不履行の伝統的な3つの類型、すなわち履行遅滞、履行不能、不完全履行について、その意義、要件、効果を学ぶ。</p> <p>(3)現代的課題 近年において、3類型に包摂されない、信義則に基づく新たな契約上の責任について学ぶ。</p>
第3章、Ⅳ	<p>※メディア授業の理解確認のため小テストを実施</p> <p>(1)損害賠償の意義 損害賠償とは何か、その共通原則について学ぶ。</p> <p>(2)具体的な損害賠償 どのような賠償が認められるのか、債務不履行の類型に応じた損害賠償の具体例をあげ、理解を深める。</p>
第3章、Ⅴ、 第7章、Ⅱ、(2)	<p>(1)受領遅滞 債権者による遅滞である受領遅滞について、学説の違いを踏まえながら、意義、要件、効果を学ぶ。</p> <p>(2)弁済の提供 受領遅滞に常に先行することになる弁済の提供の制度について、意義、要件、効果を学ぶ。</p>
第4章、Ⅰ、Ⅱ	<p>(1)責任財産の保全制度 一般債権者の責任財産を保全するための制度である、債権者代位権、詐害行為取消権を概観する。</p> <p>(2)債権者代位権 債権者代位権制度の意義、要件、効果について学ぶ。</p>
第4章、Ⅲ	もう一つの責任財産保全制度である詐害行為取消権の意義、要件、効果について学ぶ。
第5章、Ⅳ	1人の債権者に対して複数の債務者が存在する場合の一つである連帯債務について、意義、要件、効果を学ぶ。
第5章、Ⅴ	<p>(1)保証債務 金銭債権を担保する手段としてよく利用される保証の制度について、意義、要件、効果を学ぶ。</p> <p>(2)特殊な保証 通常保証とは異なった効力を有する、連帯保証、共同保証、継続的保証などについて学ぶ。</p>
第6章、Ⅰ、Ⅱ	<p>(1)債権譲渡 債権譲渡とは何か、どのような場面で利用されるのかについて学ぶ。</p> <p>(2)対抗要件、抗弁の切断 債権譲渡特有の債務者に対する対抗要件と第三者に対する対抗要件について、また、異議を留めない承諾による債務者の抗弁の切断について学ぶ。</p>
第7章、Ⅰ、Ⅱ	<p>(1)債権の消滅 債権の消滅について概観する。</p> <p>(2)弁済 弁済に関して、債権の準占有者に対する弁済および弁済による代位について学ぶ。</p>
第7章、Ⅲ	債権の消滅原因の一つである相殺について、現代における担保的機能とそれに関連する相殺と差押えの問題について学ぶ。

学習範囲 該当する章など	学習内容
第3章、Ⅰ	<p>(1)債権にはどのような効力があるのかについて学ぶ。まず、基本的なものとして、債務者に対する関係では、給付保持力、訴求力、執行力という3段階の効力があるが、債権によっては、訴求力や執行力を欠いたものがあることについて確認する。</p> <p>(2)債務者に対する効力の他、第三者に対しても債権が一定の効力を有することを学ぶ。第三者による債権侵害の問題である。第三者が債権を侵害した場合に、不法行為が成立する場合と妨害排除請求権が成立する場合とがあるが、それぞれについて成立要件をどう考えるか、参考文献なども参照しながら考える。</p>
第3章、Ⅱ	<p>(1)債権実現の手段としての強制履行の具体的な方法についての問題点を学ぶ。まず、一般的な強制履行の方法として、直接強制、代替執行、間接強制があることを確認する。</p> <p>(2)これらの強制履行の手段相互間の関係の変遷について確認し、それがどのような理由に基づくものかを理解する。その上で、どのような場合に強制履行が許され、あるいは許されないかについて考える。</p>
第3章、Ⅲ	<p>(1)従来の債務不履行の3類型がどのような場合を想定しているかについて確認し、その効果として債権者にどのような救済手段が認められるかを理解する。</p> <p>(2)現代的な問題として、これらの債務不履行類型だけでは処理できない場合を、信義則を根拠に一種の債務不履行として処理する場面が見られる。たとえば、安全配慮義務、契約締結状の過失、説明義務などであるが、こうした新たな義務の性質をどのように理解するのかについて、参考文献なども参照し、考える。</p>
第3章、Ⅳ	<p>損害賠償については、損害のとらえ方、賠償範囲の考え方、賠償額の算定基準時について、相当因果関係説と保護範囲説を中心に、学説の対立がある。これらの問題をどのように考えるべきか、問題点と学説の内容を理解し、考える。</p>
第4章、Ⅰ、Ⅱ	<p>(1)債権者代位権の要件と効果を学ぶ。債権者代位権がどのような場面で利用され、他の制度と比較してどのような利点があるのかを理解する。</p> <p>(2)債権者代位権には、金銭債権の保全という本来の目的とは異なる目的のために行使する、いわゆる「転用」が認められている。「転用」事例における要件が本来の場合とどのように異なるかを確認するとともに、なぜ、債権者代位権においては「転用」が認められるのか、また、そもそも、このような「転用」が認められるべきなのかについて、学説の状況を踏まえて考える。</p>
第4章、Ⅲ	<p>(1)詐害行為取消権をどのような性質の権利と考えるか、学説の状況を理解する。</p> <p>(2)どのような行為を「詐害行為」とするか、破産法との対比を踏まえて考える。</p>
第4章、Ⅲ	<p>(1)詐害行為取消権の行使について、相手方と訴訟において求めることのできる内容、また行使の範囲について、判例を踏まえて理解する。</p> <p>(2)詐害行為取消権の効果について、相対的取消の概念を理解し、取消による財産の帰属がどうなるかについて学ぶ。</p>
第5章、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	<p>(1)多数当事者の債権関係のうち、基本となる可分債権・債務について理解する。</p> <p>(2)不可分債務について、連帯債務と対比しながら、その効果を学ぶ。</p>
第5章、Ⅳ	<p>(1)連帯債務がどのような効力を有するか、絶対的効力事由とは何かについて理解する。</p> <p>(2)連帯債務とは絶対的効力事由の異なる、いわゆる不真正連帯債務とはどのようなものか、不可分債務とどう違うのか、不真正連帯債務という概念が必要かについて考える。</p>
第5章、Ⅴ	<p>(1)保証契約の基本的な構造について学び、債権者、保証人の権利・義務を理解する。</p> <p>(2)保証契約の中でも、保証人の負担が重くなりがちで社会問題化した継続的保証について、平成16年の改正内容を中心に学ぶ。</p>
第6章、Ⅱ	<p>(1)指名債権譲渡における債務者に対する対抗要件と譲受人間における対抗要件の構造を理解する。</p> <p>(2)対第三者対抗要件として、確定日付ある通知による場合に、譲受人間における優先劣後を決めるのは確定日付の先後によるのか、通知到達の先後によるのか、対抗要件の構造を踏まえて考える。また、通知到達の先後によるとした場合、同時到達のときは双方の譲受人の関係はどのようになるのかについても考える。</p>

学習範囲 該当する章など	学習内容
第6章、V, VI	(1)民法には規定のない、債務引受の免責的引受、併存的引受、履行引受という3つの類型について、その意義、要件、効果の違いを学ぶ。 (2)個々の債権・債務の移転ではなく、契約上の当事者の地位の移転である契約譲渡について、二重譲渡の場合の優劣決定基準はどうあるべきかについて考える。
第7章、II	(1)債権の準占有者への弁済が有効な弁済とされる要件について学ぶ。 (2)478条が判例により適用範囲を拡大してきた過程を理解するとともに、特に預金者を保護するための特別法の内容について確認する。
第7章、III	(1)簡便な決済手段としての相殺の社会的機能を学び、それを背景にした要件の緩和の傾向を確認する。 (2)特に、511条の解釈として、自働債権が受働債権差押え前に存在した場合に、常に相殺をもって差押え債権者に対抗しうるのかについての制限説と無制限説の理由付けを理解し、どのように扱うべきかについて考える。
第7章、IV	その他の債権消滅原因である更改・免除・混同について、その意義・要件・効果を学ぶ。

■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

■ DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	債権総則の範囲内の制度について、基礎的な事項の理解ができているかどうかを評価の基準とする。
レポート	各課題について意味内容をよく理解し、課題に適切に答える内容の文章を書けているかどうかによって評価する。 したがって、テキストをよく読み、内容を正確に理解して課題に対する回答をまとめることが必要になる。

■ 評価方法

- スクーリング試験：70%
- レポート：30%

■ 教科書

書名：民法Ⅲ-債権総論 第3版補訂
著者名：野村豊弘他
出版社名：有斐閣
出版年：2012.4
版：第3版
刷：1
ISBN：978-4-641-15937-2

■ 参考書

- ・著者名：内田貴
- ・書名：民法Ⅲ 債権総論・担保物権
- ・出版社：東京大学出版会
- ・出版年および版：2005年、第3版

■履修上のアドバイス

債権総論は契約関係を中心とした債権全般の基本的な内容をカバーし、民法総則、物権、債権各論の知識と深く関係しているので、債権総論上の問題を正確に理解するためには、これらを全体として学んでいくことが必要になる。

■自習時間

DVD学習に8時間、レポート2通作成に最低15時間の学習を要する。また、スクーリング1コマにつき、2時間の学習が必要である。

■担当者のプロフィール

1963年東京生まれ。創価大学11期生。法学部卒業後、創価大学大学院修士課程を修了後、1992年に同博士課程を単位取得退学し創価大学通信教育部助手となる。2007年に創価大学法学部に転属となり、現在、同教授、法学部学部長。